

令和7年度和歌山県立学校ICT支援業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度和歌山県立学校ICT支援業務委託

2 業務目的

当該業務では、和歌山県立学校（以下、「学校」という。）に対し、ICT機器を活用した効果的な授業支援、研修、教材作成の支援及びICT機器等の不具合対応、管理等の支援ができるよう、ICT支援員を派遣するとともにコールセンターを設置し、教職員のICT教育に関する指導力、児童生徒のICT機器及び情報活用能力の向上、校務の効率化を図ることを目的とする。

3 業務場所

下記対象校とする。（一覧別添）

4 委託期間

契約締結の日から令和8年3月27日（金）までとする。

なお、コールセンターの設置期間は、令和7年5月1日（木）から令和8年3月19日（木）までの月曜日から金曜日（祝日、年末年始、学校閉庁日は除く。）、支援員の派遣期間は、令和7年5月12日（月）から令和8年3月19日（木）までの月曜日から金曜日（祝日、年末年始、学校閉庁日は除く。）とする。

5 委託内容

受託者は、別添の学校において以下のとおりICT支援業務（従事するICT支援員の派遣・指導・研修・管理・コールセンターの設置などを含む。）及びその運営に関する一切の業務を行う。

(1) ICT支援員派遣

ア ICT支援員は、原則、平日につき1名以上、確保するものとする。（年間200日程度とする。）

イ 派遣日は原則として月曜日から金曜日（祝日、年末年始、学校閉庁日は除く。）とする。

ウ ICT支援員の1日の業務時間は、原則7時間（6時間勤務、休憩1時間）とし、具体的な時間については、県及び学校と調整の上、決定する。

エ ICT支援員は、総括責任者において調整の上、1日に複数の学校を訪問することができる。

(2) ICT支援員の要件

ア ICT支援員能力認定試験合格者又は同等の知識及び技術を有し、情報セキュリティ、学習指導要領等の教育的知識、授業支援（模擬授業形式での実践が望ましい）、著作権、個人情報保護、情報モラル、接遇、コミュニケーションの研修を本業務従事前及び本業務従事期間中に修了するとともに、必要に応じてOJTや社内研修・自己研修を行う。

イ 児童生徒用及び指導者端末、周辺機器、授業支援サービス・学習支援サービスに関する操作方法、学習に効果的な活用方法について知識を有する。

ウ 教員や児童生徒と関わっていく上で必要となる適切なコミュニケーション能力を有する。

エ 学校で本業務を行う際、児童生徒の模範となるような行動に注意を払う。

(3) ICT支援員の業務内容

ア 授業支援	1人1台端末を使用した授業促進支援、授業教材の作成支援、授業でのICT機器の操作支援（授業開始前の準備・後片付け等含む）、授業改善につながるICT機器の効果的な操作アドバイス
イ 校務支援	簡易なホームページの作成支援、校務効率化の取組支援
ウ 研修支援	教職員向け研修の実施（企画・準備・資料作成支援含む）
エ 環境整備支援	アップデート等メンテナンス作業支援、ICT機器の障害・ネットワークの不具合等の障害の1次対応（切分）と保守業者へのエスカレーション、運用マニュアル等の作成支援、校務PCや1人1台端末の障害の1次対応（切分）と保守業者へのエスカレーション、管理業務支援
オ その他	ICT活用全般に係る助言、提案、情報提供、ICT担当教員の業務支援全般、アカウント管理支援

(4) コールセンター設置

受託者は、1名以上のコールセンター業務担当者の配置を行い、以下の業務を実施すること。なお、コールセンターに従事する者の要件はICT支援員に準じることとする。

- ア 学校からの、学習用端末や校務用端末等のICT機器の不具合に関する問い合わせ及びICT機器の基本的な操作方法や教材作成に関する問い合わせに対し、聞き取り及び切り分けを行い、電話やメールで回答できる内容については、電話やメールで回答し、学校での説明等が必要な場合は、後日、ICT支援員を派遣し解決する。
- イ 学校からの問い合わせに対する受付は、電話のほかメールによって行い、受託者は受付ができるよう電話回線、メール、コールセンターの設置場所等の環境を整備すること。
- ウ ICT機器の不具合が、修理を要するものであることが判明した場合は、教育委員会が委託する事業者と連携をとり、修理の手順等を確認し、学校に連絡する。
- エ ネットワークやアカウントに起因する不具合は、教育委員会及び教育委員会が委託する事業者と連携し、解決にあたる。
- オ 学校からの問い合わせ状況の管理を行い、未解決の課題については関係機関と連携し、是正に努める。
- カ 教育上有益と考えられるアプリケーションについて、学校の要望等を踏まえ、ICT支援員と情報共有を行うこと。

(5) 対象校

和歌山県立中学校、高等学校及び特別支援学校

[中学校5校、高等学校42校、特別支援学校10校]

※学校数は令和6年4月1日現在。分校舎、分校、定時制（通信制併置校を含む。）は、それぞれ1校とする。

(6) 総括責任者の要件及び業務内容等

- ア 受託者は、ICT支援員及びコールセンター業務担当者が十分に支援を行うことができるよう、統括責任者を1名配置する。総括責任者はICT支援員との兼務はできない。
- イ 統括責任者は、(2)に記載するICT支援員と同等の要件を満たすとともに、学校でのサポート業務及び業務統括責任者として業務経験が1年以上あること。
- ウ 統括責任者は、ICT支援員及びコールセンター業務担当者が十分に学校支援を行うことができるように、日程調整・管理、業務状況の把握、指示・指導・研修等の管理及びサポートを行う。
- エ 総括責任者は、学校から事前に派遣申請を受け、ICT支援員派遣を調整するとともに、コールセンターが学校から受け付けた内容又は学校からの要望等に応じて、随時ICT支援員派遣を調整する。

- オ 総括責任者は、学校がICT支援員の派遣可能な日程等を把握できるよう、ウェブサイト等を設置する。
- カ 総括責任者は、月に1回以上、ICT支援員及びコールセンター業務担当者が参加する調整会議を実施し、進捗状況や課題を把握し、問題解決に努める。
- キ ICT支援員又はコールセンター業務担当者が誠実に業務を遂行しない場合や、児童生徒、教職員と円滑な関係を築くことができないと県が判断した場合は、県からの指示に基づき、総括責任者は、当該ICT支援員又はコールセンター業務担当者を適宜指導するとともに、指導をしても改善の見込みがない場合は、速やかに交代させる。

(7) 学校への報告

ICT支援員は、学校における業務終了前に、その日の業務実績を学校の担当者に報告を行う。

また、報告内容や決定内容は総括管理者に報告（日報）する。

6 業務実施体制及び従事者の報告

- (1) 受託者は、統括責任者、ICT支援員及びコールセンター業務担当者が決定した段階で、速やかに業務実施体制（各校の相談及び問い合わせ等に対応できる体制や連絡先）及び従事者を県へ報告する。
- (2) 受託者は、ICT支援員及びコールセンター業務担当者が交代する場合は、本業務に支障のない体制を維持できるよう、速やかに県に連絡し、以降の対応について協議する。
- (3) 受託者は、ICT支援員の訪問日以外でも、各校の予定変更等の問合せに対応出来るよう、学校や県からの連絡を受けられる体制を準備する。

7 実績報告書の提出及び月次報告等

- (1) 受託者は、実績報告書（月報）を翌月の10日までに県に提出する。
- (2) 実績報告書（月報）には、ICT支援員の業務における報告書・支援事例（日、学校名、ICT支援員名、支援内容）を添付する。
- (3) 受託者は、実績報告書（月報）提出後、県に月次報告を行う。
- (4) 実績報告書（3月の月報）の提出後、実績報告書（年度報告）を提出する。
- (5) 実績報告書（年度報告）には、月報を集計した実績とICT機器活用の成果と課題の資料及び統計資料を添付する。
- (6) 統計資料は、授業における端末等の機器の利活用度合い、教員のICT活用指導力の向上や校務の効率化の効果を数値、グラフ等で可視化するものとする。
なお、その際、支援内容と効果の関係性をわかりやすく示す。

8 業務の一括再委託の禁止

受託者は、業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができる。

9 個人情報保護

委託業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合には、関係法令及び和歌山県教育委員会情報セキュリティポリシーに従い、その取扱いに十分留意し、個人情報の保護に努める。

10 守秘義務

受託者及び業務従事者等（本件業務に直接・間接を問わず関わる全ての者）は、本業務に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等及び業務上知り得た秘密を、第三者に漏洩や開示してはならない。また、本件業務の遂行以外の目的に使用してはならない。これらのことは、本件業務終了後においても同様とする。

11 著作権等

業務の中で作成された資料、本業務の成果品における著作権をはじめ、一切の権利は、県に帰属する。

12 その他

- (1) 受託者は、業務遂行にあたり、県と緊密な連携を図る。
- (2) 受託者は、事業実施にあたり、文部科学省「教育の情報化に関する手引き」や「学校のICT化のサポート体制のあり方に関する検討会」報告書の第3章「学校のICT化におけるICT支援員について」など、国や県が公開している資料を熟読し、学校現場におけるICT環境を活用した教育の重要性や活用方法について、理解を深めるように努める。
- (3) ICT支援員の派遣に要する一切の経費は、委託費の中に含まれる。
また、派遣されるICT支援員の業務上の事故については、受託者の責任において補償する。
- (4) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、その都度、県と協議して決定する。

	学 校 名	住 所		教職員数	学級数	生徒数	生徒端末 種別
		郵便番号	所 在 地				
県立高等学校							
1	橋本高等学校	648-0065	橋本市古佐田4-10-1	52	15	576	Windows
2	紀北工業高等学校	648-0086	橋本市神野々809	47	12	396	Windows
3	紀北農芸高等学校	649-7113	伊都郡かつらぎ町妙寺1781	45	9	181	Windows
4	笠田高等学校	649-7161	伊都郡かつらぎ町笠田東825	48	12	443	Windows
5	粉河高等学校	649-6595	紀の川市粉河4632	54	18	680	Windows
6	那賀高等学校	649-6223	岩出市高塚115	61	21	835	Windows
7	貴志川高等学校	640-0415	紀の川市貴志川町長原400	37	11	203	Windows
8	和歌山北高等学校（北校舎）	640-8464	和歌山市市小路388	98	24	918	Windows
9	和歌山北高等学校（西校舎）	640-0112	和歌山市西庄1148-1		10	282	Windows
10	和歌山高等学校	649-6264	和歌山市新庄188	52	20	501	Windows
11	向陽高等学校	640-8323	和歌山市太田127	71	24	907	Windows
12	桐蔭高等学校	640-8137	和歌山市吹上5-6-18	67	21	828	Windows
13	和歌山東高等学校	640-8312	和歌山市森小手穂136	52	15	366	Windows
14	星林高等学校	641-0036	和歌山市西浜2-9-9	70	26	944	Windows
15	和歌山工業高等学校	641-0036	和歌山市西浜3-6-1	105	27	978	Windows
16	和歌山工業高等学校（定時制）	641-0036	和歌山市西浜3-6-1	21	8	26	Windows
17	和歌山商業高等学校	640-8272	和歌山市砂山南3-3-94	58	21	814	Windows
18	海南高等学校	642-0022	海南市大野中651	64	15	566	Windows
19	海南高等学校（大成校舎）	640-1131	海草郡紀美野町動木1515		3	92	Windows
20	海南高等学校（美里分校）	640-1474	海草郡紀美野町毛原中689	22	3	22	Windows
21	箕島高等学校	649-0304	有田市箕島55	51	13	333	Windows
22	有田中央高等学校	643-0021	有田郡有田川町下津野459	50	9	198	Windows
23	有田中央高等学校（清水分校）	643-0521	有田郡有田川町清水1028	8	3	2	Windows
24	耐久高等学校	643-0004	有田郡湯浅町湯浅1985	51	17	543	Windows
25	耐久高等学校（定時制）	643-0004	有田郡湯浅町湯浅1985	8	3	19	Windows
26	日高高等学校	644-0003	御坊市島45	62	18	664	Windows
27	日高高等学校（定時制）	644-0003	御坊市島45	9	4	17	Windows
28	日高高等学校（中津分校）	644-1121	日高郡日高川町西原357	10	3	44	Windows
29	紀央館高等学校	644-0012	御坊市湯川町小松原43-1	56	20	468	Windows
30	南部高等学校	645-0002	日高郡みなべ町芝407	63	15	266	Windows
31	南部高等学校（龍神分校）	645-0416	田辺市龍神村安井469	11	3	28	Windows
32	田辺高等学校	646-0024	田辺市学園1-71	68	21	814	Windows
33	田辺工業高等学校	646-0021	田辺市あけぼの51-1	57	12	379	Windows
34	神島高等学校	646-0023	田辺市文里2-33-12	58	18	711	Windows
35	熊野高等学校	649-2195	西牟婁郡上富田町朝来670	70	21	589	Windows
36	串本古座高等学校	649-3503	東牟婁郡串本町串本1522	36	10	209	Windows
37	新宮高等学校	647-0044	新宮市神倉3-2-39	49	16	585	Windows
38	新宮高等学校（定時制）	647-0044	新宮市神倉3-2-39	8	4	27	Windows
39	新翔高等学校	647-0071	新宮市佐野1005	42	9	265	Windows
40	伊都中央高等学校（定時制）	649-7203	橋本市高野口町名古屋558	33	12	157	Windows
41	きのくに青雲高等学校（定時制）	640-8137	和歌山市吹上5-6-8	45	16	238	Windows
42	南紀高等学校（定時制）	646-0024	田辺市学園1-88	27	10	113	Windows
特別支援学校							
1	和歌山盲学校	649-6338	和歌山市府中949-23	73	15	25	小 中 高 ipad Windows ipad
2	和歌山ろう学校	640-8272	和歌山市砂山南3-1-73	74	17	28	
3	きのかわ支援支援学校	649-7206	橋本市高野口町向島101-3	120	46	192	
4	紀伊コスモス支援支援学校	649-6339	和歌山市弘西555	138	64	267	
5	和歌山さくら支援支援学校	640-0112	和歌山市西庄1148-1	130	55	242	
6	紀北支援支援学校	640-0332	和歌山市冬野227	196	83	320	
7	たちばな支援支援学校	643-0075	有田郡広川町和田21-3	119	50	204	
8	みはま支援支援学校	644-0044	日高郡美浜町和田松原1138-259	51	16	48	
9	南紀はまゆう支援支援学校	649-2102	西牟婁郡上富田町岩田1787-1	145	52	229	
10	みくまの支援支援学校	647-0072	新宮市蜂伏13-26	71	26	96	
県立中学校							
1	古佐田丘中学校	648-0065	橋本市古佐田4-10-1	11	3	121	chromebook
2	向陽中学校	640-8323	和歌山市太田127	13	6	241	chromebook
3	桐蔭中学校	640-8137	和歌山市吹上5-6-18	12	6	240	chromebook
4	日高高校附属中学校	644-0003	御坊市島45	12	3	114	chromebook
5	田辺中学校	646-0024	田辺市学園1-71	13	6	245	chromebook

※教職員数、学級数、生徒数についてはR6年度現在

※教員校務用(指導者) 端末：東芝Dynabook、校長・教頭・事務職員等校務用端末：NEC

※特別支援学校については、個々の児童生徒に合わせて随時選定したソフトを利用